

## 滞在交流型コンテンツ販売促進事業仕様書

### 1 事業名

滞在交流型コンテンツ販売促進事業

### 2 事業の概要

#### (1) 事業の目的

インターネットの普及に伴う観光ニーズの多様化や新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光の形態が団体から個人・グループへとシフトしており、少人数で楽しむ「マイクロツーリズム」や「ワーケーション」など、新しい観光のスタイルが注目されている。

そこで、本県ならではの滞在交流型コンテンツを観光の主要な誘客ツールの1つとして活用するとともに、新しい観光スタイルのニーズに合わせた商品の造成や受入体制を整備することで、旅行者の滞在時間や消費金額の増加を図る。

#### (2) ターゲット層

- ①日本国内に居住する日本人・外国人
- ②来年度以降段階的な回復が想定される訪日外国人

### 3 委託期間

契約締結日から令和4年3月4日まで

### 4 事業内容

#### (1) 観光資源の商品化に向けた磨き上げ

将来的なインバウンド需要の回復を見据えつつ、まずは国内に居住する観光客をターゲットとし、with コロナ期にも催行可能な香川県独自の観光資源（歴史、文化、食、アウトドアなど）を生かした旅行者の滞在時間や消費金額の増加を図る滞在交流型コンテンツを新たに造成する。

##### ・造成するコンテンツ数

15コンテンツ以上（新規造成：8コンテンツ以上、既存商品ブラッシュアップ：7コンテンツ以上）。なお、地域バランスや県内におけるワーケーションの取組みへの活用に配慮したものとする。

##### ・既存コンテンツの分析

県内の既存コンテンツについて分析を行い、コンテンツの課題を抽出し、コンテンツ造成に反映させること。なお、分析にあたり、当協会が販売しているコンテンツにかかるデータについては、必要と認められたものについて提供する。

##### ・コンテンツのブラッシュアップ

コンテンツ販売の前に、専門知識を有するアドバイザー3人程度による全商品のモニターツアーを実施し、観光素材のポテンシャル、課題等を検討し、商品

化に向けた改善を行う。なお、モニターツアーの実施にあたっては、以下別途記載「(2) モニターツアーの実施」の条件にのっとる。

## (2) モニターツアーの実施

旅行商品造成・販売に専門的な知識を有する者を招請し、モニターツアーを実施する。さらに、モニターツアー参加者から評価や改善点、適正価格など「売れる商品にするための意見」を聴取し、商品開発にフィードバックすること。

### ・実施期間

令和3年6月～10月の間（随時）

### ・招聘者

旅行商品造成に専門的な知識を有する国内在住の日本人及び外国人3名程度（※旅行商品のターゲットにあわせて、都度適切な専門家を選定すること。その際、外国人を最低1名以上招聘すること。）

### ・移動

移動時には「3密」を避け、人と人の距離を確保する等感染リスクが高まる場面を避けて移動すること。

### ・宿泊、飲食等について

宿泊を伴う場合は、1室1名で利用することを基本とし、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設を優先すること。

### ・通訳者について

招聘者の語学力に応じて、適切に通訳を手配すること。

### ・商品情報シートについて

モニターツアー用の商品情報シートを作成すること。

### ・アンケートについて

モニターツアー参加者に対し、販売と誘客促進につながる商品改善アンケートを作成すること。また、アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告を行い、集約した意見を商品へ反映させること。

### ・安全、緊急事態等への対応

A) 安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む）、および新型コロナウイルスの感染予防対策を具体的かつ詳細に記載し、ツアー実施の際は徹底すること。

B) 視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。

C) 本事業に係る傷害保険当の加入について記載すること。

D) 業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

## (3) コンテンツの販売戦略

・コンテンツの販売目標達成に向けた具体的・効果的な販売戦略を策定し、実施すること。

### ・販売販路

主たる販売販路はOnline Travel Agent（以下、「OTA」という。）とすること。

販売コンテンツの特性に合った販路を選定すること。  
販売の運営にかかる費用については委託料に含むこと。

・販売時期

7月より販売開始すること。(造成コンテンツの内最低1コンテンツ以上)  
10月～12月に開催される四国ディステーションキャンペーンも見据え、  
可能な限り早く販売できるようコンテンツ造成に努めること。

(4) 情報発信・プロモーション

販売促進のために、OTAの中に特集WEBページを作成し発信すること。  
特集WEBページは、県公式観サイト「うどん県旅ネット」との連携が図れる  
ようにすること。また、県内の観光資源と本事業で造成したコンテンツを組み  
合わせたモデルコースや県内の分かりやすい周遊方法についても特集WEBペ  
ージに掲載すること。

(5) 販売コンテンツの磨き上げ、販売強化

コンテンツ販売期間中においても随時、販売状況のチェックや体験者アンケート  
を実施・分析し、コンテンツの内容見直しや販売ページの修正等を行うこと  
により販売強化を図ること。

(6) 感染症対策

各事業者の感染症防止対策について書面にて提出を求め、スタッフや旅行者の  
感染リスクの洗い出しや具体的対策に漏れないか確認すること。特に、業種  
ごとに作成された感染防止ガイドラインを満たさない等、対策が不十分な場合  
は修正指示等を行うこと。また、感染疑い・発生時等の行動計画についても同  
様に確認等を行うこと。

(7) KPI

本事業の実施にあたっては、下記の数値を参考としてKPIを設定の上、その  
達成に向けた取組策を明記し、実行すること。なお、KPIの達成状況によっ  
ては委託費の減額もあり得る。

<アウトプット>

コンテンツ造成・販売数：15件以上

<アウトカム>

商品の販売実績：100件以上(令和4年2月末時点)

商品の販売金額：30万円以上(令和4年2月末時点)

(8) 成果の提出

①提出する成果品

次の内容を含む事業全体の取組状況をまとめた報告書を提出すること。

- A) モニターツアーの内容、参加者名簿、アンケート調査結果と改善点
- B) コンテンツ整備及び販売実績
- C) 情報発信・プロモーション実績
- D) タリフ原稿、写真素材
- E) 感染症対策リスト

F) 事業の総括（K P Iの達成状況及び結果分析、事業全体の考察（評価、課題、今後の取組等））

②提出方法

A) 報告書（A4、カラー） 10部

B) 電子データ

①PDF ファイル

②文書ファイル（ワード形式等）

③使用した個々の写真等の画像ファイル（JPG 形式等）

③提出期限

委託期間終了まで

(9) その他

- ・本事業全体の作業計画表を作成すること。
- ・本事業で造成したコンテンツは、令和4年度の販売状況についても把握できるようにすること。

## 5 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他協会が必要とする事項を記載した書面を協会に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

協会の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、当協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに当協会及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務においてトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。

- (5) 本業務は、国の補助事業を活用することとしていることから、本業務に係る収支状況を明らかにした帳簿書類等を整備し、本業務の完了日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の状況および、天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、当協会が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。(ただし、契約限度額以内とする。)